

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 目次

【内閣官房関係】

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第一条関係） 1

○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）（第二条関係） 3

【本府関係等】

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第三条関係） 5

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）（第四条関係） 7

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第五条関係） 9

○ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）（第六条関係） 11

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（第七条関係） 12

○ 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第八条関係） 13

【国家公安委員会関係】

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第九条関係） 14

○ 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（第十条関係） 17

○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（第十一条関係） 19

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第十二条関係） 27

○ 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）（第十三条関係） 28

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（第十四条関係） 29

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（第十五条関係） 31

○ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（第十六条関係） 32

【個人情報保護委員会関係】

○ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第十七条関係） 33

改 正 案	現 行
（自動車運転代行業の要件） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 四 （略） 五 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第九号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。 七・八 （略） 九 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの （認定の取消し） 第七条 公安委員会は、自動車運転代行業者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。	（自動車運転代行業の要件） 第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営んではならない。 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの 二 四 （略） （新設） 五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が自動車運転代行業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第八号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。 六・七 （略） 八 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの （認定の取消し） 第七条 公安委員会は、自動車運転代行業者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 (略) 二 第三条各号(第七号及び第八号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。 三・四 (略) 2 (略)	一 (略) 二 第三条各号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当していること。 三・四 (略) 2 (略)
(運転代行業務の従事制限) 第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、運転代行業務従事者となつてはならない。 一 第三条第一号から第四号までのいずれかに該当する者 二 心身の故障により運転代行業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの 2 自動車運転代行業者は、前項各号のいずれかに該当する者を運転代行業務に従事させてはならない。	(運転代行業務の従事制限) 第十四条 第三条第一号から第四号までのいずれかに該当する者は、運転代行業務従事者となつてはならない。 (新設) 2 自動車運転代行業者は、前項に規定する者を運転代行業務に従事させてはならない。
(営業の廃止) 第二十四条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができる。 一・二 (略) 三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第七号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの(第四条の認定を受けている者を除く。) 2 (略)	(営業の廃止) 第二十四条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができる。 一・二 (略) 三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第六号及び第七号を除く。)のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの(第四条の認定を受けている者を除く。) 2 (略)